ロ　イ(1)、(2)及び(4)に掲げる場合並びにイ(3)に掲げる場合のうち医療安全管理部門において疑義が生じた場合においては、医療安全管理部門に第六号ロの確認、説明及び指導を行わせ、並びに医療安全管理委員会に、第一条の十一第一項第二号イからハまでに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。

(1)・(2)　（略）

ハ　ロ(1)の規定に基づき医療安全管理委員会から報告を受けた場合及び管理者が必要と認める場合においては、従業者に対して必要な指導を確実に行うこと。

十・十一　（略）

十二　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ　（略）

ロ　法第十九条の二第二号に規定する監査委員会から、第十五条の四第二号ニ(3)の意見の表明があつた場合における当該意見に関する事項

ハ　（略）

十三～十四　（略）

2　（略）

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ～ニ　（略）

ホ　次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。

(1)　(1)　（略）

(2)　(1)に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(i)　医療に係る安全管理に関する識見を有する者（医療安全管理部門に配置された専従の医師、薬剤師又は看護師として三年以上の経験がある者に限る。）

(ii)　（略）

(3)　（略）

(4)　次に掲げる業務を行うこと。

(i)　管理者の医療に係る安全管理に関する業務の状況を確認すること。

(ii)　医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(iii)　（略）

(iv)　(i)から(iii)までに掲げる業務について、その結果を公表すること。

ヘ　（略）

五～九　（略）

ロ　イの場合においては、医療安全管理委員会に、第一条の十一第一項第二号イからハまでに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。

(1)・(2)　（略）

（新設）

十・十一　（略）

十二　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ　（略）

ロ　法第十九条の二第二号に規定する監査委員会から、第十五条の四第二号ニ(2)の意見の表明があつた場合における当該意見に関する事項

ハ　（略）

十三～十四　（略）

2　（略）

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ～ニ　（略）

ホ　次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。

(1)　(1)　（略）

(2)　(1)に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(i)　医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

(ii)　（略）

(3)　（略）

(4)　次に掲げる業務を行うこと。

（新設）

(i)　医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(ii)　（略）

(iii)　(i)及び(ii)に掲げる業務について、その結果を公表すること。

ヘ　（略）

五～九　（略）